

小売物価統計調査 調査計画の変更（案）関係資料

- 資料 2－1 小売物価統計調査に係る承認事項の変更について（概要）
 - 資料 2－2 基幹統計調査の変更について（申請）
 - 資料 2－3 申請事項記載書
 - 資料 2－4 小売物価統計調査に関する承認事項（案）
 - 資料 2－5 小売物価統計調査の実施の必要性
 - 資料 2－6 小売物価統計調査により作成された統計に関する利用実態
 - 資料 2－7 調査品目の追加及び廃止に関する基本的な考え方
 - 資料 2－8 調査品目の名称変更に関する基本的な考え方
 - 資料 2－9 消費者物価指数平成 22 年（2010 年）基準改定計画（案）
-
- 参考資料 1 消費者物価指数（C P I）について
 - 参考資料 2 欧米主要国で C P I 作成のために定期的に行っている価格調査について
 - 参考資料 3 消費者物価指数平成 22 年基準改定に係る品目の廃止及び名称変更について
 - 参考資料 4 C P I 結果概要（全国：平成 22 年 7 月分、東京都区部：8 月分中旬速報値）〔抜粋〕

小売物価統計調査に係る承認事項の変更について

1 趣旨

本件は、小売物価統計調査に係る承認事項の一部を変更することについて、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき申請を行うものである。

2 主な改正内容

(1) 調査品目の一部改正について

消費者物価指数は、家計における消費構造の変化、市場における商品の流通又はサービスの变化等に対応して、西暦年の末尾が 0 又は 5 の年に合わせて、5 年ごとに基準改定を行っており、今回の基準改定は平成 22 年（2010 年）を基準年として行う。

小売物価統計調査の調査品目については、消費者物価指数の基準改定の都度、追加・廃止等を行っている。以下の①に掲げる調査品目については、平成 22 年基準消費者物価指数の作成には使用されないため、平成 17 年基準の指数作成が終了する平成 23 年 12 月分調査をもって廃止する。

また、これに合わせて、以下の②に掲げる調査品目の名称変更を行う。

このため、小売物価統計調査に関する承認事項のうち、調査品目について一部変更を行う。

①調査品目の廃止

調査品目の中で、消費構造の変化に伴い、重要度が低くなったものを廃止する。

丸干しいわし
福神漬
かわらせんべい
みそ汁
やかん
レンジ台
婦人草履
ステレオ
テレビ修理代
アルバム
サッカーボール

フィルム
時計修理代
はまだい
たかさご

②調査品目の名称変更

調査品目の中で、消費支出の変化等に対応して代表性のある品目を適宜調査することができるようにするものについては名称を変更する。

変更後の調査品目名	現行の調査品目名
フライ	えびフライ
システムバス	浴槽
石油暖房器具	石油ストーブ
照明器具	蛍光灯器具
照明ランプ	蛍光ランプ
男子パンツ	男子ブリーフ
ランジェリー	スリッパ
プリンタ	パーソナルコンピュータ用プリンタ
宿泊料	宿泊料（民営宿泊施設） 宿泊料（民営宿泊施設に係るものを除く。）
サプリメント	サプリメント（通信販売によるもの） サプリメント（通信販売によるものを除く。）
信書送達料	郵便料
たばこ	フィルター付きたばこ 両切たばこ
介護料	通所介護料 在宅介護料

(2) 承認事項内の一部改正について

小売物価統計調査に関する承認事項のうち、集計事項の一部削除及び表現振りの一部変更を行う。

<参考>

統計法（平成 19 年法律第 53 号） 抄

（基幹統計調査の変更又は中止）

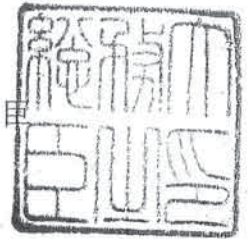
第 11 条 行政機関の長は、第九条第一項の承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第九条第四項の規定は前項に規定する基幹統計調査の変更及び中止の承認について、前条の規定は同項に規定する基幹統計調査の変更の承認について準用する。

総統物第 228 号
平成 22 年 8 月 6 日

総務大臣 殿

総務大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に係る書類を添えて、申請します。

記

小売物価統計調査

主管部課	統計局統計調査部消費統計課物価統計室	
事務担当者	会田 康之	電話 03 (5273) 1166 e-mail w-kouri@soumu. go. jp



別紙

申請事項記載書

- 1 調査の名称 小売物価統計調査
- 2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>4 報告を求める者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 選定の方法 (□全数 ■無作為抽出 ■有意抽出)</p> <p>ア 無作為抽出</p> <p>別表1の2の項に掲げる品目「家賃(民営借家)」については、総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に居住する民営借家世帯を、都道府県知事が選定する。</p> <p>なお、調査地区は、国勢調査調査区に基づいている。</p> <p>イ 有意抽出</p> <p>(ア) 別表1の1の項に掲げる品目(以下「調査員調査品目(家賃(民営借家)を除く。)」という。)については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が調査地区を設定し、設定した調査地区から当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。</p> <p>(イ) 別表1の3の項に掲げる品目(以下「都道府県調査品目」という。)については、都道府県知事が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。</p>	<p>4 報告を求める者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 選定の方法 (□全数 ■無作為抽出 ■有意抽出)</p> <p>ア 別表1の1の項及び2の項に掲げる品目(以下「調査員調査品目」という。)並びに別表1の3の項に掲げる品目(以下「都道府県調査品目」という。)については、当該品目に係る事業所及び世帯のうちから総務大臣が定める方法(調査地域、調査地区及び世帯)は世帯の層化3段抽出法)により都道府県知事が選定する。</p> <p>なお、家賃調査地区は、国勢調査調査区に基づいて選定する。</p>	<p>4 (2)</p> <p>「選定の方法」について「無作為抽出」と「有意抽出」に分けて表現振りを整理するため。</p>

<p>(ウ)別表1の4の項に掲げる品目（以下「総務省調査品目」という。）については、総務大臣が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>ア 「家賃（民営借家）」については、選定した世帯（以下「調査世帯」という。）の世帯主及びこれに準ずる者が報告しなければならない。</p> <p>イ 別表1に掲げる品目（以下「調査品目」という。）のうち「家賃（民営借家）」以外の調査品目については、選定した事業所（以下「調査事業所」という。）の事業主（事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業所の事業主に代わる者）が報告しなければならない。</p> <p>ウ 報告は、ア及びイにより報告しなければならない者が、総務大臣、都道府県知事及び統計調査員の質問に答えることにより行うものとする。</p>	<p>イ 別表1の4の項に掲げる品目（以下「総務省調査品目」という。）については、当該品目に係る事業所のうちから総務大臣が選定する。</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>ア 別表1に掲げる品目（以下「調査品目」という。）のうち「家賃（民営借家）」以外の調査品目については、選定した事業所（以下「調査事業所」という。）の事業主（事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業所の事業主に代わる者）が報告しなければならない。</p> <p>イ 調査品目のうち「家賃（民営借家）」については、選定した世帯（以下「調査世帯」という。）の世帯主及びこれに準ずる者が報告しなければならない。</p> <p>ウ 報告は、ア及びイの規定により報告しなければならない者が、総務大臣、都道府県知事及び統計調査員の質問に答えることにより行うものとする。</p>
<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間</p> <p>以下の調査品目の区分に応じ、当該区分に定める期日現在によって行う。ただし、これらの期日により難しい場合は、総務大臣が別に定める期日とする。</p> <p>ア 調査員調査品目（家賃（民営借家）を除く。）</p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間</p> <p>以下の調査品目の区分に応じ、当該区分に定める期日現在によって行う。ただし、これらの期日により難しい場合は、総務大臣が別に定める期日とする。</p> <p>ア 調査員調査品目</p>

<p>(略)</p> <p><u>イ 家賃（民営借家）</u> 毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日</p> <p><u>ウ 都道府県調査品目</u> (略)</p> <p><u>エ 総務省調査品目</u> 毎月の12日を含む週の金曜日。ただし、遊園地入園料についてはは、毎月の12日を含む週の日曜日</p>	<p>(略)</p> <p><u>イ 都道府県調査品目</u> (略)</p> <p><u>ウ 総務省調査品目</u> 毎月の12日を含む週の金曜日。ただし、<u>宿泊料</u>については、<u>毎月の5日を含む週の金曜日（休日の前日である場合にあつては、翌週の月曜日）及び土曜日、また、遊園地入園料</u>については、<u>毎月の12日を含む週の日曜日</u></p>
<p>6 報告を求めるとに用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>ア 調査員調査品目 <u>（家賃（民営借家）を除く。）</u> (略)</p> <p><u>イ 家賃（民営借家）</u> 総務省—都道府県—統計調査員—報告者</p> <p><u>ウ 都道府県調査品目</u> (略)</p> <p><u>エ 総務省調査品目</u> (略)</p> <p>(2) 調査方法 (■調査員調査 □郵送調査 □オンライン調査 ■その他 (都道府県調査及び総務省調査))</p> <p>ア <u>調査の方法</u></p> <p>(ア) <u>調査員調査品目（家賃（民営借家）を除く。）</u></p> <p>① <u>調査員調査品目（家賃（民営借家）を除く。）</u> 前記5(1)に記載する報告を求めるとに用いる方法について、<u>統計調査</u></p>	<p>6 (1) 表現振りを整理するた め。</p> <p>6 (2) 表現振りを整理するた め。 ・変更前の承認事項「7」 (3) アの記述は、調査方法に関することであるため、承認事項「6」</p>

査員が調査事業所ごとに質問することにより行う。

② 家賃（民営借家）

a 前記5（1）に記載する報告を求める事項について、統計調査員が調査世帯ごとに質問することにより行う。

b 調査世帯の世帯主及びこれに準ずる者の不在その他の事由により、aの方法による調査を行うことができないときは、当該調査世帯に民営借家を賃貸している事業所の事業主又は事実上当該事業所の事業主に代わる者に質問することにより調査することができる。

(イ) その他（都道府県調査及び総務省調査）

前記5（1）に記載する報告を求める事項について、総務大臣及び都道府県知事がそれぞれ調査事業所ごとに質問することにより行う。

(ウ) 電子情報処理組織による調査票及びその他の調査関係書類の提出

（ア）及び（イ）に係る調査票及びその他の調査関係書類の提出は、総務省が設置する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

イ 統計調査員

(ア) 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内における別表1の1の項及び2の項に掲げる品目（以下「調査

(イ) (ア)の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に對する指導、調査員調査品目に係る小売物価統計調査の調査票その他の関係書類の検査及びこれに附帯する事務を行うものとする。
(ウ) (ア)及び（イ）の規定にかかわらず、特別の事情により調査員が（ア）の事務の一部を行うことができなるときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

イ 調査の方法

(ア) 5（1）に規定する報告を求める事項について、総務大臣、都道府県知事及び調査員（ア）（ウ）の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下同じ。）がそれぞれ調査事業所ごとに、並びに調査員が調査世帯ごとに質問することにより行う。

(イ)「家賃（民営借家）」について、調査世帯の世帯主及びこれに準ずる者の不在その他の事由により、（ア）に規定する方法による調査を行うことができないときは、当該調査世帯に民営借家を賃貸している事業所の事業主又は事実上当該事業所の事業主に代わる者に質問することにより調査することができる。

に記載場所を変更し、表現振りを整理する。

員調査品目」という。)に係る小売物価統計調査の調査票及びその他の調査関係書類の作成並びにこれに附帯する事務を行う。

(イ) (ア) にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員 (以下「指導員」という。) は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員 (指導員を除く。以下「調査員」という。) に対する指導、調査員調査品目に係る小売物価統計調査の調査票及びその他調査関係書類の検査並びにこれに附帯する事務を行うものとする。

(ウ) (ア) 及び (イ) にかかわらず、特別の事情により調査員が (ア) の事務の一部を行うことができなるときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

7 報告を求めめる期間

(1) 調査の周期

毎月

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出する。

6 (2) ア (ウ) に記載する電子情報処理組織による調査票及びその他の調査関係書類の提出については、調査員、指導員及び都道府県知事によって総務省が設置する電子計算機に記録がなされた時をもつて、それぞれ提出されたものとみなす。

7 報告を求めめる期間

(1) 調査の周期

月

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

統計調査員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票その他の調査関係書類を提出する。

ア (2) に規定する調査票その他の調査関係書類の提出は、総務省に設置される電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。) と提出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。なお、電子

7 (1)

表現振りを整理するた
め。

7 (2)

・表現振りを整理するた
め。

- ・ (3) アの記載場所を
変更したため、変更前の
(3) イの記載内容を
(2) に合わせる。

<p>情報処理組織により提出をしようとする者の使用に係る電子計算機等の基準は総務大臣が定めるとおりとする。</p> <p>イ アの規定に基づく調査票その他の調査関係書類の提出については、調査員、指導員及び都道府県知事によって総務省に設置される電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時をもって、それぞれ提出されたものとみなす。</p>	
<p>8 集計事項</p> <p>次の事項について集計する。</p> <p>なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同法人が策定した中期計画の認可を経て、同法人が当該業務を行うこととする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消費者物価指数</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 連鎖基準指数及び中間年バスケット指数</p> <p>____(ア) 全国</p> <p>____(イ) 東京都区部</p> <p>オ (略)</p>	<p>8</p> <p>表現振りを整理するた め。</p> <p>8 (2) エ</p> <p>(イ) については、集計を行わないため削除する。</p>
<p>8 集計事項</p> <p>次の事項について集計する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消費者物価指数</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 連鎖基準指数及び中間年バスケット指数</p> <p>____全国</p> <p>____(略)</p>	<p>別表 1 の 1 の項の「演劇観覧料」を削る部分及び別表 1 の 4 の項の「演劇観覧料」を加える部分については、平成 22 年 月分調査から適用する。</p> <p>注) 適用年月</p>

また、別表1の1の項の「丸干しいわし」、「福神漬」及び「かわらせんべい」を削る部分、「えびフライ」を「フライ」に変更する部分、「みそ汁」を削る部分、「浴槽」を「システムバス」に、「石油ストーブ」を「石油暖房器具」に、「蛍光灯器具」を「照明器具」に変更する部分、「やかん」及び「レンジ台」を削る部分、「蛍光灯」を「照明ランプ」に、「男子ブリーフ」を「男子パンツ」に、「スリッパ」を「ランジェリー」に変更する部分、「婦人草履」、「サブプリメント（通信販売によるものを除く。）」及び「ステレオ」を削る部分、「パーソナルコンピュータ用プリンタ」を「プリンタ」に変更する部分、「テレビ修理代」、「アルバム」、「サッカーボール」、「フィルム」、「時計修理代」、「はまだい」及び「たかさご」を削る部分、別表1の3の項の「宿泊料（民営宿泊施設）」を「宿泊料」に変更する部分、別表1の4の項の「サブプリメント（通信販売によるもの）」を「サブプリメント」に、「郵便料」を「信書送達料」に、「ライター付きたばこ 両切たばこ」を「たばこ」に、「通所介護料 在宅介護料」を「介護料」に変更する部分並びに「宿泊料（民営宿泊施設に係るものを除く。）」を削る部分については、平成24年1月分調査から適用する。

別表 1

調査区分	
品目	調査品目
1	うるち米 もち米 食パン あんパン カレーパン ゆでうどん 干しうどん スパゲッティ 即席めん 生中華めん ゆで沖繩そば 小麦粉 もち さ けたこ えび あさり ほたて貝 塩さけ たら こ しらす干し 干しあじ ししやも いくら 煮 干し さつま揚げ ちくわ かまぼこ かつお節 牛肉 魚みそ漬 塩辛 魚介つくだ煮 まぐろ缶詰 牛肉 豚肉 鶏肉 レバー ハム ソーセージ ベーコ ン ポーク缶詰 牛乳 粉ミルク バター チーズ ヨーグルト 鶏卵 もやし さつまいも じゃが いも さといも にんじん ごぼう ながいも し ょうが 生しいたけ えのきだけ しめじ あずき 干しいたけ のり わかめ こんぶ ひじき 豆腐 油揚げ 納豆 こんにやく 梅干し たくあ ん漬 はくさい漬 キムチ こんぶつくだ煮 スイ ート缶詰 レモン グレープフルーツ オレ ンジ キウイフルーツ みかん缶詰 食用油 マー ガリン 食塩 しょう油 みそ 砂糖 酢 ソース トマトケチャップ マヨネーズ ドレッシング 液 ジャム カレールウ 即席スープ 風味調味料 液 体調味料 ふりかけ 中華合わせ調味料 パスタソ ース 混ぜごはんのもと ようかん まんじゅう だいふく餅 カステラ ケーキ シュークリーム プリン ゼリー ビスケット あめ せんべい チ ョコレート 落花生 チューインガム アイスクリ ーム ポテトチップス 弁当 すし (弁当) 調理 パン おにぎり 冷凍調理ピラフ 調理パスタ う なぎかば焼き サラダ 煮豆 コロケ 豚カツ からあげ やきとり 冷凍調理コロケ 冷凍調理 ハンバーグ 調理カレー ぎょうざ 焼き魚 きん ぴら 緑茶 茶飲料 コーヒー豆 コーヒー 飲料 インスタントコーヒー 果実飲料 野菜ジュ ース コーラ 乳酸菌飲料 スポーツドリンク ミ

別表 1

調査区分	
品目	調査品目
1	うるち米 もち米 食パン あんパン カレーパン ゆでうどん 干しうどん スパゲッティ 即席めん 生中華めん ゆで沖繩そば 小麦粉 もち さ けたこ えび あさり ほたて貝 塩さけ たら こ しらす干し 干しあじ 丸干しいわし ししや も いくら 煮干し さつま揚げ ちくわ かまぼ こ かつお節 魚みそ漬 塩辛 魚介つくだ煮 ま ぐろ缶詰 牛肉 豚肉 鶏肉 レバー ハム ソー セージ ベーコン ポーク缶詰 牛乳 粉ミルク バター チーズ ヨーグルト 鶏卵 もやし さつ まいも じゃがいも さといも にんじん ごぼう ながいも しょうが 生しいたけ えのきだけ しめじ あずき 干しいたけ のり わかめ こ んぶ ひじき 豆腐 油揚げ 納豆 こんにやく 梅干し たくあん漬 はくさい漬 キムチ 福神漬 こんぶつくだ煮 スイート缶詰 レモン グレープフルーツ キウイフルーツ み かん缶詰 食用油 マーガリン 食塩 しょう油 みそ 砂糖 酢 ソース トマトケチャップ マヨ ネーズ ドレッシング ジャム カレールウ 即席 スープ 風味調味料 液体調味料 ふりかけ 中華 合わせ調味料 パスタソース 混ぜごはんのもと ようかん まんじゅう だいふく餅 カステラ ケ ーキ シュークリーム プリン ゼリー ビスケッ ト あめ せんべい かわらせんべい チョコレ ート 落花生 チューインガム アイスクリーム ポ テトチップス 弁当 すし (弁当) 調理パン お にぎり 冷凍調理ピラフ 調理パスタ うなぎかば 焼き サラダ 煮豆 コロケ 豚カツ からあげ やきとり 冷凍調理コロケ 冷凍調理ハンバー グ 調理カレー ぎょうざ 焼き魚 きんぴら 緑 茶 紅茶 茶飲料 コーヒー豆 コーヒー飲料 イ ンスタントコーヒー 果実飲料 野菜ジュース

別表

以下の①に掲げる品目については、平成 22 年基準消費者物価指数の作成には使用されないため、平成 17 年基準の指数作成が終了する平成 23 年 12 月分調査をもって廃止する。

また、これに合わせて、②に掲げる品目の名称変更及び③に掲げる品目の調査担当者の変更を行う。

【①廃止する品目】

丸干しいわし
福神漬
かわらせんべい
みそ汁
やかん
レンジ台
婦人草履
サブリメント (通信販売によるものを除く。)
ステレオ
テレビ修理代
アルパム
サッカーボール
フィルム
時計修理代
はまだい
たかさご
宿泊料 (民営宿泊施設に係るものを除く。)

ネラルウォーター 清酒 焼ちゅう ウイスキー
 ワイン ビール 発泡酒 チューハイ ビール風アールコール
 ルコール飲料 うどん 中華そば 沖繩そば スパゲッティ
 ゲッティ (外食) すし (外食) 親子どんぶり
 天どん 牛どん カレーライス ぎょうざ (外食)
 ハンバーグ フライ 焼肉 お子様ランチ
 ドイッチ (外食) ハンバーガー ピザパイ (配達)
) ドーナツ フライドチキン コーヒー ビール
 ル (外食) システムキッチン システムバス
 水洗浄便座 給湯機 板材 錠 塗料 量表取替費
 板ガラス取替費 ふすま張替費 大工手間代 左
 官手間代 植木職手間代 塀工事費 水道工事費
 ルームエアコン取付け料 プロパンガス 灯油 自
 動炊飯器 電子レンジ 電気ポット ガステーブル
 電気冷蔵庫 電気掃除機 電気洗濯機 電気アイ
 ロン ルームエアコン 石油暖房器具 電気カーペ
 ット 整理だんす 食堂セツト 食器戸棚 目覚まし時計
 し時計 照明器具 カーベット カーテン ベッド
 布団 毛布 敷布 布団カバー 飯茶わん 皿
 コーヒー皿 ガラスコップ ワイングラス 台所用
 所用密閉容器 なべ フライパン たわし 浄水器
 照明ランプ タオル マット ビニールホース
 ヘルスメーター ラップ ポリ袋 ティッシュペーパー
 トイレレットペーパー 台所用洗剤 洗濯用洗剤
 殺虫剤 防虫剤 芳香消臭剤 柔軟仕上げ剤 キツ
 チンペーパー モップレンタル料 振袖 袋帯 背
 広服 男子着 男子ズボン 男子コート 男子学
 生服 ワンピース 婦人スーツ スカート 婦人ス
 ラックス 婦人オーパー 婦人ブレザー 女子学生
 服 男児ズボン 女児スカート 乳児服 ワイシャ
 ツ スポーツシャツ 男子セーター 婦人ブラウス
 婦人Tシャツ 婦人セーター 子供Tシャツ 男
 子シャツ 男子パンツ 男子バジマ ブラジャ
 子シヤマ 男子靴下 パンティエリー 子供シヤマ 婦
 人シヤマ 男子靴下 パンティエリー 子供シヤマ 婦
 人ソックス ベルト マフラー 男子靴 婦人靴

ーラ 乳酸菌飲料 スポーツドリンク ミネラルウ
 オーター 焼ちゅう ウイスキー ワイン
 ビール 発泡酒 チューハイ ビール風アールコール
 飲料 うどん 中華そば 沖繩そば スパゲッティ
 (外食) すし (外食) 親子どんぶり 天どん
 牛どん カレーライス ぎょうざ (外食) ハンバ
 ーグ えびフライ 焼肉 お子様ランチ みぞ汁
 サンドイッチ (外食) ハンバーガー ピザパイ (配
 達) ドーナツ フライドチキン コーヒー ビ
 ール (外食) システムキッチン 浴槽 温水洗浄
 便座 給湯機 板材 錠 塗料 量表取替費 板ガ
 ラス取替費 ふすま張替費 大工手間代 左官手間
 代 植木職手間代 塀工事費 水道工事費 ルーム
 エアコン取付け料 プロパンガス 灯油 自動炊飯
 器 電子レンジ 電気ポット ガステーブル 電気
 冷蔵庫 電気掃除機 電気洗濯機 電気アイロン
 ルームエアコン 石油ストーブ 電気カーペ
 ット 整理だんす 食堂セツト 食器戸棚 目覚まし時計
 蛍光灯器具 カーベット カーテン ベッド 布
 団 毛布 敷布 布団カバー 飯茶わん 皿 コー
 ヒーわん皿 ガラスコップ ワイングラス 台所用
 密閉容器 なべ フライパン ぐかん たわし レ
 ンジ台 浄水器 蛍光ランプ タオル マット ビ
 ニールホース ヘルスメーター ラップ ポリ袋
 ティッシュペーパー トイレレットペーパー 台所用洗
 剤 洗濯用洗剤 殺虫剤 防虫剤 芳香消臭剤 柔
 軟仕上げ剤 キツチンペーパー モップレンタル料
 振袖 袋帯 背広服 男子着 男子ズボン 男子
 コート 男子学生服 ワンピース 婦人スーツ ス
 カート 婦人スラックス 婦人オーパー 婦人ブレ
 ザー 女子学生服 男児ズボン 女児スカート 乳
 児服 ワイシャツ スポーツシャツ 男子セーター
 婦人ブラウス 婦人Tシャツ 婦人セーター 子
 供Tシャツ 男子シャツ 男子靴下 スリッパ 子供
 ヤマ ブラジャ 婦人ショーツ スリッパ 子供
 シヤマ 帽子 ネットタイ 男子靴下 パンティエリス

【②名称を変更する品目】

えびフライ⇒フライ
 浴槽⇒システムバス
 石油ストーブ
 ⇒石油暖房器具
 蛍光灯器具⇒照明器具
 蛍光ランプ
 ⇒照明ランプ
 男子ブリーフ
 ⇒男子パンツ
 スリッパ
 ⇒ランジェリー
 パーソナルコンピュー
 タ用プリンタ
 ⇒プリンタ
 宿泊料 (民営宿泊施設)
 ⇒宿泊料
 サプリメント (通信販
 売によるもの)
 ⇒サプリメント
 郵便料⇒信書送達料
 ファイルター付きたばこ
 両切たばこ
 ⇒たばこ
 通所介護料
 在宅介護料
 ⇒介護料

【③調査担当者を変更する品目】

演劇観覧料

運動靴 子供靴 スリッパ 婦人サンダル 洗濯代 洗滌代 洗滌代 洗滌代
靴修理代 被服賃借料 感冒薬 胃腸薬 鼻薬 鼻薬 鼻薬 鼻薬
剤 ドリンク剤 皮膚病薬 はり薬 目薬 目薬 目薬 目薬
薬 漢方薬 浴用剤 生理用ナプキン 体温計 血圧計 コンタ
眼鏡 コンタクトレンズ マッサージ 自動車の
トレンズ用剤 マッサージ 自動車の
ガソリン 自動車のタイヤ ETC車載器 自動車の
ナビゲーション 自動車のタイヤ ETC車載器 自動車の
自動車の整備費 自動車のオイル交換料 車庫借料 駐
車料金 洗車代 電話機 携帯電話機 運送料 テ
レビ 携帯型オーディオプレーヤー ビデオレコー
ダー カメラ ビデオカメラ 学習机 パソコンナル
コンピュータ プリンタ 電子辞書 ポールペン
マキングペン ノートブック OA用紙 プリン
タ用インク セロハン粘着テープ 筆入れ グロー
ブ ゴルフクラブ テニスラケット 釣ざお トレ
ーニングパンツ 水着 人形 がん具自動車 組立
がん具 家庭用ゲーム機 ゲームソフト 記録型デ
イスク ビデオソフト メモリーカード ペットフ
ード ペット美容院 園芸用肥料 園芸用土 植
木鉢 乾電池 月謝 (学習塾に係るものを除く。)
映画観覧料 ゴルフ練習料金 フットネスクラ
ブ使用料 カラオケルーム使用料 写真プリント代
ビデオソフト代 ヘアカーブ代 ヘアカラーリング代
マネステイック料金 電気かみそり 歯ブラシ
化粧石けん 洗顔料 シャンプー 歯磨き ヘアコ
ンディションナー ヘアクリーム 整髪料 ヘアトニ
ック クリーム 化粧水 フォーミングシャンプー 口紅
乳液 ボディソープ 男子洋傘 通学用かばん
ハンドバッグ (輸入品を除く) 旅行用かばん
指輪 腕時計 ハンカチーフ

まぐろ あじ いわし かつお かい い さば さ
んま たい ぶり いか かき (貝) キヤベツ
ほうれんそう はくさい ねぎ レタス ブロッコ
リー アスパラガス だいこん たまねぎ れんこ

ッキング 婦人ソックス ベルト マフラー 男子
靴 婦人靴 運動靴 子供靴 婦人草履 スリッパ
婦人サンダル 洗濯代 靴修理代 被服賃借料
感冒薬 胃腸薬 ビタミン剤 ドリンク剤 皮膚病
薬 はり薬 目薬 鼻薬 漢方薬 サプリメント
(通信販売によるものを除く。) 浴用剤 生理用ナ
プキン 紙おむつ 眼鏡 コンタクトレンズ 体温
計 血圧計 コンタクトレンズ用剤 マッサージ料
金 自転車 自動車のタイヤ 自動車のオイル交換
車バッテリー カーナビゲーション ETC車載器
自動車の整備費 自動車のオイル交換料 車庫借料 携
帯型オーディオプレーヤー ビデオレコーダー カメラ ビデ
オカメラ 学習机 パソコンナルコンピュータ パー
ソナルコンピュータ用プリンタ 電子辞書 プリン
タ修理代 ポールペン マキングペン ノートブッ
ク OA用紙 プリンタ用インク アルバム セロ
ハン粘着テープ 筆入れ サッカーボール グロー
ブ ゴルフクラブ テニスラケット 釣ざお トレ
ーニングパンツ 水着 人形 がん具自動車 組立
がん具 家庭用ゲーム機 ゲームソフト ファイルム
記録型ディスク ビデオソフト メモリーカード
ペットフード ペット美容院 園芸用肥料 園
芸用土 植木鉢 乾電池 月謝 (学習塾に係るもの
を除く。) 映画観覧料 演劇観覧料 ゴルフ練習
料金 フットネスクラブ使用料 カラオケルーム
使用料 写真プリント代 ビデオソフトレンタル料
獣医代 理髪料 パーマネント代 ヘアカーブ代
ヘアカラーリング代 エステティク料金 電
気かみそり 歯ブラシ 化粧石けん 洗顔料 シヤ
ンプー 歯磨き ヘアコンディションナー ヘアカラ
ー 整髪料 ヘアトニック クリーム 化粧水
フォーミングシャンプー 口紅 乳液 ボディソープ
男子洋傘 通学用かばん ハンドバッグ (輸入品を
除く) 旅行用かばん 指輪 腕時計 ハンカチーフ

	えだまめ さやいんげん かぼちゃ きゅうり なす トマト ピーマン ながりとうが りんご みかん いよかん なし ぶどう かき (果 物) もも すいか メロン いちご さくらんぼ バナナ 切り花	都道府県 調査品目
2	家賃 (民営借家)	
3	学校給食費 家賃 (公的住宅) 水道料 家政婦給 料 清掃代 下水道料金 診察料 (国民健康保険) 入院費 人間ドック受診料 予防接種料 P T A 会費 バス代 タクシー代 自動車免許手数料 中 学校授業料 高等学校授業料 大学授業料 短期大 学授業料 幼稚園保育料 専門学校授業料 月謝 (学 習塾) 予備校授業料 新聞代 (地方・ブロッ ク紙) 自動車教習料 ケーブルテレビ利用料 ゴル フプレー料 テニスコム代 プール利用料 ボウリングゲーム代 美術館入館料 (公立) 入浴 料 印刷証明手数料 戸籍抄本手数料 パスポート 取得料 保育所保育料 宿泊料	都道府県 調査品目
4	家賃 (独立行政法人都市再生機構) 火災保険料 電気代 ガス代 リサイクル料金 サプリメント 診察料 (国民健康保険によるものを除く。) 鉄道 運賃 航空運賃 外国パック旅行費 乗用車 高速 自動車道路料金 自動車保険料 信書送達料 通話 料 レンタカー料金 学習参考書 教科書 ピアノ コンパクトディスク 新聞代 (全国紙) 月刊誌 週刊誌 辞書 単行本 放送受信料 演劇観覧料 プロ野球観覧料 サッカー観覧料 競馬場入場料 美術館入館料 (独立行政法人) インターネット 接続料 音楽ダウンロード料 ハンドバッグ (輸入 品) たばこ 介護料 振込手数料 傷害保険料 遊園地入園料	総務省調 査品目

	フ 時計修理代 まぐろ あじ いわし かつお かれい さば さ んま たい ぶり いか はまだい たかさご か き (貝) キヤベツ ほうれんそう はくさい ね ぎ レタス ブロッコリー アスパラガス だいご ん たまねぎ れんこん えだまめ さやいんげん かぼちゃ きゅうり なす トマト ピーマン にがうり とうが りんご みかん いよかん な し ぶどう かき (果物) もも すいか メロン いちご さくらんぼ バナナ 切り花	都道府県 調査品目
2	家賃 (民営借家)	
3	学校給食費 家賃 (公的住宅) 水道料 家政婦給 料 清掃代 下水道料金 診察料 (国民健康保険) 入院費 人間ドック受診料 予防接種料 P T A 会費 バス代 タクシー代 自動車免許手数料 中 学校授業料 高等学校授業料 大学授業料 短期大 学授業料 幼稚園保育料 専門学校授業料 月謝 (学 習塾) 予備校授業料 新聞代 (地方・ブロッ ク紙) 自動車教習料 ケーブルテレビ利用料 ゴル フプレー料 テニスコム代 プール利用料 ボウリングゲーム代 美術館入館料 (公立) 入浴 料 印刷証明手数料 戸籍抄本手数料 パスポート 取得料 保育所保育料 宿泊料 (民営宿泊施設)	都道府県 調査品目
4	家賃 (独立行政法人都市再生機構) 火災保険料 電気代 ガス代 リサイクル料金 サプリメント (通 信販売によるもの) 診察料 (国民健康保険によ るものを除く。) 鉄道運賃 航空運賃 外国パッ ク旅行費 乗用車 高速自動車道路料金 自動車保 険料 郵便料 通話料 レンタカー料金 学習参考 書 教科書 ピアノ コンパクトディスク 新聞代 (全国紙) 月刊誌 週刊誌 辞書 単行本 放送 受信料 プロ野球観覧料 サッカー観覧料 競馬場 入場料 美術館入館料 (独立行政法人) インター ネット接続料 音楽ダウンロード料 ハンドバッグ (輸入品) フィルター付きたばこ 両切たばこ	総務省調 査品目

	<p>通所介護料 在宅介護料 振込手数料 振込手数料 傷害保険料 宿泊料 (民営宿泊施設に係るものを除く。)</p>		
園地入園料			